630統計の実施方法が、2017年から何の予告もなく激変した。

- 毎年6月30日付で各病院から都道府県が集めていた630統計の実施方法が、2017年から何の予告もなく激変した。
- これまでは病院ごとに集計された票が提出されていたが、2017年からは、エクセルファイルになり、患者一人一人に通し番号を付けて、性別・年齢・病名・入院形態・入院年月・隔離拘束の指示の有無・住所地の一覧表を提出する形に。

2017年以降の調査票1

施設の概要について

当該病院情報

厚生局届出の医療機関番号	都道府県	市区町村
	-	

医療機関コードを入力してください　　市区町村を入力してください

項目	回答
精神病床の病棟数	
応急入院の指定病院の有無	

同一法人・関連法人等での設置施設	回答		回答
医療機関（訪問看護ステーションを含む）・介護保険事業所：10ケタコード		障害福祉事業所：10ケタコード	

2017年以降の調査票4

施設の概要について

当該病院情報

厚生局届出の医療機関番号	都道府県	市区町村
0	-	0

	許可精神病床数	保険届出の精神病床数	措置入院の指定病床数	届出入院料	公衆電話の数	開放区分	入院患者数	保護室および施錠可能個室数	うち、トイレがついている個室数	うち、カメラがついている個室数	精神科医師数		うち、指定医数		うち、特定医師数	
											常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
合計							0	0	0	0						

精神科でない医師数		薬剤師		看護職員		PT		OT		PSW		心理技術者	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

2017年以降の調査票5

平成29年6月30日0時時点の在院患者

当該病院情報

厚生局届出の医療機関番号		都道府県	市区町村

病棟	患者シリアル番号	病棟入院料	年齢	性別	主診断	入院年月(YYYY/MM)	入院形態	隔離指示有無	拘束指示有無	所在地と住所地	住所地	
											都道府県	市区町村

2017年以降の調査票6

平成28年6月に医療保護入院した患者

当該病院情報

厚生局届出の医療機関番号	都道府県	市区町村

患者シリアル番号	年代	性別	主診断	同意者	当初の入院計画での予測入院月数	退院支援委員会の実施回数	患者本人の退院支援委員会への参加機会	家族参加	地域援助事業者参加	退院有無	退院年月(YYYY/MM)	入院継続中の場合は入院形態

各地の取り組み

情報公開請求の結果は、東京都と埼玉県は患者一覧表を省いて開示、長野県は患者一覧表は全公開だが、病院名、病床数、病院・患者の住所地が非開示で、どこの病院かわからない、青森県は、ごく一部を除いてほとんど黒塗りであった。

集計したものを開示してほしい要望しても、東京都も埼玉県も独自で病院ごとの集計はしないといっている。

一方兵庫県、神戸市では、兵庫精神医療人権センターとの交渉の結果、これまで通りの形に集計したデータを開示している。

平成29年6月30日0時時点の在院患者

病院情報

厚生局届出NO医療機関番号	都道府県	市区町村
1311212992	東京都	渋谷区

病棟	患者シリアル番号	病棟入院料	年齢	性別	主診断	入院年月 (YYYY/MM)	入院形態	隔離指示有無	拘束指示有無	所在地と住所地	住所地	
											都道府県	市区町村
病棟21	1	13対1入院基本料	[redacted]									
病棟19	1	特殊疾患病棟入院料										
病棟19	2	特殊疾患病棟入院料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟20	1	13対1入院基本料										
病棟19	1	特殊疾患病棟入院料										
病棟21	1	13対1入院基本料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟21	1	13対1入院基本料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟21	1	13対1入院基本料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟18	2	13対1入院基本料										
病棟20	1	13対1入院基本料										
病棟21	1	13対1入院基本料										
病棟21	2	13対1入院基本料										
病棟21	3	13対1入院基本料										
病棟21	4	13対1入院基本料										
病棟19	1	特殊疾患病棟入院料										
病棟19	2	特殊疾患病棟入院料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟19	1	特殊疾患病棟入院料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟16	1	13対1入院基本料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟18	2	13対1入院基本料										
病棟19	1	特殊疾患病棟入院料										
病棟21	1	13対1入院基本料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟19	1	特殊疾患病棟入院料										
病棟21	1	13対1入院基本料										
病棟21	2	13対1入院基本料										
病棟21	3	13対1入院基本料										
病棟21	4	13対1入院基本料										
病棟16	1	13対1入院基本料										
病棟21	1	13対1入院基本料										
病棟21	2	13対1入院基本料										
病棟19	1	特殊疾患病棟入院料										
病棟19	2	特殊疾患病棟入院料										
病棟19	3	特殊疾患病棟入院料										
病棟20	1	13対1入院基本料										
病棟17	1	13対1入院基本料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟21	1	13対1入院基本料										
病棟21	2	13対1入院基本料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟16	1	13対1入院基本料										
病棟21	1	13対1入院基本料										
病棟20	1	13対1入院基本料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟19	1	特殊疾患病棟入院料										
病棟18	1	13対1入院基本料										
病棟19	1	特殊疾患病棟入院料										
病棟15	1	医療療養病床										

東京都独自データの積み重ねが途切れる

また、調査票を国立精神保健研究所のホームページからダウンロードする方法に変えたため、都道府県が調査項目を加えることができなくなった。たとえば東京都独自の「費目別患者数」の表は、前年の6月30日から1年間の入退院数がわかり（平均在院日数が算出できる）、軽快・未治・転院・死亡など退院の内訳が分かり、社保・国保・生活保護など費目がわかる優れたデータだったが、2016年を最後に蓄積が途切れてしまった。

2016年6.30調査票（以下調査票は陽和病院のもの）
個票1－ア精神科病院の施設・従事者の状況

個票1－ア 精神科病院の施設・従事者の状況

病院名	医療法人社団　翠会　陽和病院

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

病院区分① 1～3のうち該当する番号を右欄に記入	回答欄	3

1．大学附属病院 ……国立大学法人を含む

2．上記以外の総合病院 ……内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院（医師 16:1、看護職員 3:1、薬剤師 70:1）

③．上記以外の病院

病院区分② 1～2のうち該当する番号を右欄に記入	回答欄	1

①．単科精神科病院 …… 病床がすべて精神病床である病院

2．単科精神科病院以外

病院区分③ 1～6のうち該当する番号を右欄に記入	回答欄	4

1．国立病院（独立行政法人を含み、国立大学法人は含まない）

2．都道府県立病院、政令市立病院

3．その他の公立病院

④．医療法人病院

5．個人病院

6．その他の法人病院〔財団法人等〕（国公立大学法人、公立大学の附属病院を含む）

一部事務組合、広域連合、地方独立行政法人が設置する病院を含む。これらの加入者・設立者に、都道府県・政令市を含む場合は2、都道府県・政令市以外のみの場合は3を選択。ただし公立大学法人は含まない。

病院区分④ 1～2、または3のうち該当する番号を各回答欄に記入			回答欄
指定病院（精神保健福祉法第19条の8）（必須）	①．該当	2．非該当	1
指定病院は指定病床数を記入。（上記が該当の場合のみ）	指定病床：	10 床	左欄に記入
応急入院指定病院（精神保健福祉法第33条の7）	①．該当	2．非該当	1
特定病院（精神保健福祉法第21条）	①．該当	2．非該当	1
精神科救急医療体制整備事業への参画	①．あり	2．なし	1
認知症疾患医療センター・老人性認知症疾患センター	1．設置あり	②．設置なし	2
精神科訪問看護の実施 ※指示書の作成ではなく、サービスの提供について選択する。※1と2に限り、両方選択可。	①．病院内で実施 ②．同一法人内の訪問看護ステーション等で実施 3．実施なし		12

実際に患者の訪問看護を依頼している、同一法人内のステーション、診療所等がある場合のみ選択。

精神科以外を含む全病床数	328 床

病院所在地の郵便番号	178 ― 0062

大口事業所の個別番号でなく、「所在町域・字の番号」を記載。〔例〕厚生労働省（東京都千代田区霞が関）× 100-8916　○ 100-0013

※病床数に保護室分を含む。（平成28年6月30日現在）

	精神病棟 病棟数	精神病棟 うち電話設置	精神病床数	精神病床数 うち休眠病床数	保護室	保護室 うちモニター装置あり	保護室 うちトイレあり	施錠できる個室	施錠できる個室 うちモニター装置あり	施錠できる個室 うちトイレあり
夜間外開放	1 棟	1 棟	66 床	床	3 室	0 室	3 室	0 室	0 室	0 室
終日閉鎖	5 棟	5 棟	262 床	床	11 室	8 室	11 室	19 室	3 室	19 室
上記以外	0 棟	0 棟	0 床	床	0 室	0 室	0 室	0 室	0 室	0 室

「夜間外開放」……→少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入り口に施錠していない病棟。

「終日閉鎖」……→原則として終日、病棟の出入り口を施錠している病棟。

「上記以外」……→病棟の出入り口を施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟や、精神保健福祉法の適用を受けない矯正施設等の他法による入院施設の病棟、あるいは休床中の病棟。

看護体制の1単位をもって1病棟とする。

医療法にもとづく許可病床数を記載。

医療法にもとづく許可病床数から診療報酬の届出を行っている稼働病床数を差し引いた病床数を記載。

入院患者が24時間使用可能な電話を設置している病棟数を記入。病棟には設置していないが代替手段を講じている場合は、電話を設置している病棟数として計上すること。

「保護室」……→精神科病院等の建築基準（昭和44年通知）における保護室におおむね合致し、精神運動性興奮等のときに使用する閉鎖的環境の個室。

入院料の精神保健福祉士配置加算を算定する病棟に勤務する精神保健福祉士数

専門病棟の状況 ※該当する病棟数・病床数のみ記入（平成28年6月30日現在）

アルコール 病棟数	アルコール 病床数	薬物 病棟数	薬物 病床数	アルコール・薬物混合 病棟数	アルコール・薬物混合 病床数	児童思春期 病棟数	児童思春期 病床数	合併症 病棟数	合併症 病床数
棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール使用による精神及び行動の障害」であるもの。

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール以外の精神作用物質による精神及び行動の障害」であるもの。

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール」または「アルコール以外の精神作用物質」で、それぞれ単独では50%に満たないもの。

在院患者のおおむね50%以上が20歳未満であるもの。

身体疾患、精神疾患共に入院治療を必要とする合併症症例の受け入れが常時可能であるもの。

・病棟は、看護体制1単位をもって1病棟として記入する。
　したがって、各階に2以上の看護体制がある場合には、看護体制の数を病棟数として記入する。
・同一看護単位で、病床の種類が複数に区分される場合には、主たる病床のほうに病棟数をする。

「常勤」は、精神科の業務に、日に概ね8時間以上、週4日以上の勤務を目安とする。

「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

従事者数（平成28年6月30日現在）

医師 常勤	医師 非常勤	うち 指定医 常勤	うち 指定医 非常勤	うち 特定医師 常勤	うち 特定医師 非常勤	作業療法士 常勤	作業療法士 非常勤	ソーシャルワーカー（社会福祉士を含む） 常勤	ソーシャルワーカー 非常勤	うち 精神保健福祉士 常勤	うち 精神保健福祉士 非常勤	入院料の精神保健福祉士配置加算 常勤	入院料の精神保健福祉士配置加算 非常勤
19	12	9	8	0	0	10	0	15	1	15	1	0	

臨床心理技術者 常勤	臨床心理技術者 非常勤	看護師 常勤	看護師 非常勤	准看護師 常勤	准看護師 非常勤	看護補助者 常勤	看護補助者 非常勤
3	1	105	9	20	5	48	14

上記の「常勤」、「非常勤」に関する注釈のほか、次の点に御留意ください。
・単科精神科病院以外は、主として精神病棟において業務に従事する者の数を記入する。
・非常勤者数を常勤に換算する必要はなく、すべての数字が整数となる。
・ソーシャルワーカーについては、精神保健福祉法第38条に基づく業務に専従する者を記入する。

都

2016年6.30調査票
個票1－イ一般精神病棟、専門病棟の状況

個票1－イ 一般精神病棟、専門病棟等の状況

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

（平成28年6月30日現在）

		合計（A）（A＝B＋C）		一般精神病棟（B）		専門病棟等																							
						個票2～個票4の入院料等の届出状況に該当するものを記載								老人精神		個票1－アと同様の記載方法とする。（再掲）												左記以外（その他）		計（C）	
						精神科救急		急性期治療		認知症治療		精神療養				アルコール		薬物		アルコール・薬物混合		児童思春期		合併症		医療観察法（指定入院医療機関）					
		病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床	病棟	病床
精神病床	木造	0	0																											0	0
	非木造	6	328	4	232	2	96																							2	96
	計	6	328	4	232	2	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	96

・病床数は保護室を含めて記載する。
・「精神科救急」、「急性期治療」「認知症治療」及び「精神療養」については、個票2～個票4の入院料等の届出状況に該当するものを記載する。
・「老人精神」については、その病棟の在院患者のおおむね60％以上が65歳以上の高齢者であって、「認知症治療病棟」に属さないものを記載する。
・「アルコール」「薬物」「アルコール・薬物混合」「児童思春期」「合併症」については、「個票1－ア 精神科病院の施設・従事者の状況」と同様の記載方法とする。
・木造については、木造及び木造モルタル構造のものを記載する。
・非木造については、木造及び木造モルタル構造以外のものを記載する。

2016年6.30調査票　個票2～4　各精神病棟の状況

個票2　各精神病棟の状況

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。（個票1－ア「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。）　病棟数が8を超える場合は個票3、個票4に続きを記入する。
「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、上段のコード一覧からそれぞれ1つずつ該当するものを選ぶ。
※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の（A）、（1）～（13）とそれぞれ一致するように記入する。
※休床中の病棟は、在院患者数の「計」の欄に"0"と記入する。「②入院料等の届出」は選択しないままで構わない。

構造上あるいは看護体制上の病棟の一部病床に対して届け出ている場合は、当該病床とそれ以外の病床を各々1つの病棟とみなし、2つの記入欄に分けて回答する。

①開放区分

1. 夜間外開放‥少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入り口に施錠していない病棟。
2. 終日閉鎖……原則として終日、病棟の出入り口を施錠している病棟。
3. 上記以外……病棟の出入り口を施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟や、精神保健福祉法の適用を受けない矯正施設等の他法による入院施設の病棟、あるいは休床中の病棟。

②入院料等の届出

救急1 精神科救急入院料1
救急2 精神科救急入院料2
救合 精神科救急・合併症入院料
急治1 精神科急性期治療病棟入院料1
急治2 精神科急性期治療病棟入院料2
精療 精神療養病棟入院料
認知1 認知症治療病棟入院料1
認知2 認知症治療病棟入院料2
地域 地域移行機能強化病棟入院料
特疾 特殊疾患病棟入院料
小児 小児入院医療管理料5
児童 児童・思春期精神科入院医療管理料
医観法 医療観察法入院対象者入院医学管理料（指定入院医療機関）
基10 10対1　入院基本料
基13 13対1　入院基本料
基15 15対1　入院基本料
基18 18対1　入院基本料
基20 20対1　入院基本料
基特 特別入院基本料
特7 特定機能病院入院基本料（7対1）
特10 特定機能病院入院基本料（10対1）
特13 特定機能病院入院基本料（13対1）
特15 特定機能病院入院基本料（13対1）
他 その他

（平成28年6月30日現在）

通し番号	精神病床数	上記一覧より開放区分は番号、入院料等の届出は略号（例：救急1）を選び、病棟ごとに1つずつ記入。 ①開放区分	②入院料等の届出 ※特定入院料として届出している場合は、入院基本料を選択しないこと。	在院患者数 計	年齢階級別 20歳未満	20歳以上40歳未満	40歳以上65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	在院期間別 ※入院（院内からの転棟を含まない）から調査時点までの期間を記入。 1ヶ月未満	1ヶ月以上3ヶ月未満	3ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
1	62	2	基15	52		8	30	8	6	2	6	5	8	20	3	7	1
2	66	1	基15	47		5	25	13	4	3	9	6	7	8	6	4	4
3	50	2	基15	44			5	19	20	3	5	3	4	18	7	3	1
4	48	2	救急1	42	2	10	24	2	4	19	17	5	1				
5	48	2	救急1	40		15	14	5	6	12	24	4					
6	54	2	基15	43			3	13	27	8	9	13	8	2	2		1
7				0													

2016年6.30調査票　個票7　精神科病院の精神科デイケア等の状況（黄色く塗った部分が新630ではなくなった）

個票7　精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

保険診療の請求を行っているサービスの、平成28年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延べ利用者数	利用実人員		利用実人員の居住地				
			うち平成28年6月1ヶ月間の新規利用者		在宅	グループホーム・社会復帰施設等	高齢者福祉施設	その他	不明
精神科ショート・ケア	26	288	15	72	72				
精神科デイ・ケア	26	381	4	75	75				
精神科ナイト・ケア	21	66	1	16	16				
精神科デイ・ナイト・ケア	22	189	3	46	46				
重度認知症患者デイ・ケア	0	0	0	0	0				

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

グループホーム・社会復帰施設・福祉ホーム・障害者支援施設等を含む。

介護保険における施設サービス、認知症高齢者グループホーム。

2016年6.30調査票　個票10　精神科病院在院患者の処遇

個票10　精神科病院在院患者の処遇

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

（A）～（E）は、各々「個票11－イ　精神科病院在院患者の状況（病名別形態別患者数）」の（A）～（E）の男女合計、「個票12－ア　在院期間・年齢別の在院患者数」の（A）～（E）と同数になっていること。

病棟「計」は、内数の「夜間外開放」～「左記以外」の計と一致する。
在院患者数「合計」は、内数の「措置入院」「医療保護入院」「任意入院（計）」「その他の入院」の計と一致する。
任意入院「計」は、内数の個別処遇「開放処遇」～「患者の意思による開放以外の処遇」の計と一致する。

（平成28年6月30日現在）

			計	病棟			保護室の隔離患者数	身体的拘束を行っている患者数
				夜間外開放	終日閉鎖	左記以外		
在院患者数	合計		(A) 268	47	221	0	7	1
	措置入院		(B) 7	0	7			
	医療保護入院		(C) 161	10	151		5	1
	任意入院	計	(D) 100	37	63	0	2	
		個別の処遇 開放処遇	100	37	63			
		個別の処遇 開放処遇を制限	0					
		個別の処遇 患者の意思による開放以外の処遇	0					
	その他の入院		(E) 0					

「措置入院」
他都道府県又は指定都市が当該入院措置を採った者も含めて、入院している措置入院患者すべてについて計上する。

「その他の入院」
精神保健福祉法に基づく緊急措置入院、応急入院、児童福祉法に基づく施設への入院および医療観察法による入院等について計上する。

「夜間外開放」
少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入り口に施錠していない病棟。

「夜間外開放の病棟」にあって「開放処遇を制限」「患者の意思による開放以外の処遇」に該当する患者は、施錠できる病室等に入室している患者をいう。

「終日閉鎖」
原則として終日、病棟の出入り口を施錠している病棟。

「左記以外」
病棟の出入り口を施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ一人だけで入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、12時間を超えるものを計上する。

衣類または綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を行った患者数を計上する。

2016年6.30調査票　個票11－ア　精神科病院在院患者の状況（病名別年齢別患者数）

個票11－ア　精神科病院在院患者の状況（病名別年齢別患者数）

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

（平成28年6月30日現在）

疾患名	合計		0～9歳		10～19歳				20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳				70～74歳		75～79歳		80歳以上	
					10～17歳		18～19歳										60～64歳		65～69歳							
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F 0 症状性を含む器質性精神障害	22	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	2	2	2	3	2	12	1
F00アルツハイマー病型認知症	11	4															2		2	1	1	1	2	1	4	1
F01血管性認知症	3	0																							3	
F02～03他に分類されるその他の疾患の認知症及び特定不能の認知症	3	1																			1			1	2	
F04～09上記以外の症状性を含む器質性精神障害	5	2																	1	1		1	1		3	
F 1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	2	0											2													
覚せい剤による精神及び行動の障害	0	0																								
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0	0																								
F 2 統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	90	97			1				6	3	9	10	15	11	21	16	7	11	14	15	6	8	5	12	6	11
F 3 気分（感情）障害	12	18							1	3	1	1	2	3	1		3	1	1	1		3	2		1	6
F 4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	5	3							1	1	1		1		1			1			1			1		
F 5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0	0																								
F 6 成人のパーソナリティ及び行動の障害	0	1						1																		
F 7 精神遅滞〔知的障害〕	0	2										1		1												
F 8 心理的発達の障害	0	0																								
F 9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	0	0																								
F 99 特定不能の精神障害	0	0																								
てんかん（F0に属さないものを計上する）	0	1																		1						
その他	4	4													1	1						1		1	3	1
合計	135	133	0	0	1	0	0	1	8	7	11	12	20	15	24	17	12	13	18	19	9	14	10	16	22	19
			←２０歳未満→ (1)						←20歳以上40歳未満→ (2)				←４０歳以上６５歳未満→ (3)						←65歳以上75歳未満→ (4)				←７５歳以上→ (5)			

・(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の各合計は、「個票12－ア　在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)と同数になっていること。
・「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類（ICD-10）によるものとする。
・疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

2016年6.30調査票　個票11-イ　精神科病院在院患者の状況（病名別形態別患者数）

個票11ーイ　精神科病院在院患者の状況（病名別形態別患者数）

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

（平成28年6月30日現在）

疾患名	総数	入院形態別患者数							
		措置入院患者数		医療保護入院患者数		任意入院患者数		その他の入院者数	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F 0 症状性を含む器質性精神障害	29	0	0	22	6	0	1	0	0
F00アルツハイマー病認知症	15			11	4				
F01血管性認知症	3			3					
F02～03他に分類されるその他の疾患の認知症及び特定不能の認知症	4			3	1				
F04～09上記以外の症状性を含む器質性精神障害	7			5	1		1		
F 1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	2	0	0	2	0	0	0	0	0
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	2			2					
覚せい剤による精神及び行動の障害	0								
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0								
F 2 統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	187	2	5	49	53	39	39		
F 3 気分（感情）障害	30			9	9	3	9		
F 4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	8			2	2	3	1		
F 5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0								
F 6 成人のパーソナリティ及び行動の障害	1						1		
F 7 精神遅滞〔知的障害〕	2				1		1		
F 8 心理的発達の障害	0								
F 9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	0								
F 99 特定不能の精神障害	0								
てんかん（F0に属さないものを計上する）	1						1		
その他	8			4	2		2		
合計	(A) 268	(B) 2	5	(C) 88	73	(D) 45	55	(E) 0	0

・(A)、(B)、(C)、(D)、(E)の各合計は、「個票10　精神科病院在院患者の処遇」、「個票12ーア　在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)、(B)、(C)、(D)、(E)と同数になっていること。
・「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類（ICD-10）によるものとする。
・疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

2016年6.30調査票　個票11－ウ　費目別患者数

都

個票11－ウ　費目別患者数

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

区分	精神保健福祉法（措置入院）※緊急措置入院は「その他」で計上。			社会保険（健康保険、各種共済組合、船員保険）本人（被保険者本人）			社会保険 家族（被保険者の扶養者）			国民健康保険 世帯主（被保険者の属する世帯主）			国民健康保険 その他（世帯主以外）			後期高齢者医療			生活保護法			自費			その他			合計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
前期末患者数(A)	4	4	8	6	2	8	2	9	11	43	28	71	15	21	36	17	26	43	53	44	97			0			0	140	134	274
入院患者数（B）	41	35	76	38	12	50	17	62	79	100	70	170	51	57	108	57	76	133	161	140	301	8	0	8	0	0	0	473	452	925
内訳 新入院	38	33	71	27	6	33	11	41	52	35	26	61	13	34	47	35	40	75	33	29	62	7		7			0	199	209	408
内訳 再入院	3	2	5	11	6	17	6	21	27	65	44	109	38	23	61	22	36	58	128	111	239	1		1			0	274	243	517
退院患者数（C）	43	34	77	38	14	52	15	57	72	106	72	178	54	57	111	47	76	123	167	143	310	8	0	8	0	0	0	478	453	931
内訳 全治			0			0			0			0			0			0	1		1			0			0	1	0	1
内訳 軽快	18	18	36	30	9	39	14	55	69	83	58	141	45	49	94	36	55	91	145	128	273	1		1			0	372	372	744
内訳 未治	25	16	41	8	5	13	1	2	3	22	12	34	9	8	17	9	18	27	17	15	32	7		7			0	98	76	174
内訳 死亡			0			0			0	1	2	3			0	2	3	5	4		4			0			0	7	5	12
今期末患者数（D）（D＝A＋B－C）	2	5	7	6	0	6	4	14	18	37	26	63	12	21	33	27	26	53	47	41	88	0	0	0	0	0	0	135	133	268

・今期末患者数（D）欄は、平成28年6月30日現在の数字となる。前期末患者数（A）欄には平成27年6月30日現在の数字を記入し、前年度調査の個票11－ウにおける今期末患者数と一致すること。
・入院患者数（B）欄は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までに入院した患者数を記入すること（入院した患者が入院日に退院・死亡した場合も計上）。
　また、この表では、在院中に医療費の支払方法に変更があった場合、精神科身体合併症医療事業により患者の移動があった場合は、入退院手続（区分は「再入院」）を行ったものとして計上すること。
・精神保健福祉法第40条の規定による仮退院中の患者の再入院も「再入院」に計上すること。
・「新入院」欄には、初めて精神科病院に入院した患者数及び精神科病院への入院の有無が不明の患者数を記入すること。
・「再入院」欄には、以前、精神科病院に入院したことがあり、平成27年7月1日から平成28年6月30日に入院した患者数を記入すること。
・退院患者数（C）欄は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までに退院した患者数を記入すること。（入院した患者が入院日に退院・死亡した場合も計上）。
　また、この表では、在院中に医療費の支払方法に変更があった場合、精神科身体合併症医療事業により患者の移動があった場合は、入退院手続（区分は「未治」）を行ったものとして計上すること。
・精神保健福祉法第40条の規定による仮退院も退院患者数に計上すること。
・「未治」欄には、病状からみて退院することが適当ではないが、保護者の希望などの事由により退院した患者数及び無断退去後に所定の退院手続を行った患者数を記入すること。
・本表の（A）、（B）、（C）、（D）は「個票11－エ　病名別患者数」の（A）、（B）、（C）、（D）と一致すること。
・「精神保健福祉法」の計は、精神保健・医療課医療係に提出している措置入院者異動報告書（平成28年6月末）と一致すること。

2016年6.30調査票　個票11-エ　病名別患者数）

都

個票11ーエ　病名別患者数

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

疾患名	前期末患者数(A)			入院患者数(B)			退院患者数 全治			退院患者数 軽快			退院患者数 未治			退院患者数 死亡			退院患者数 計(C)			今期末患者数(D)(D＝A＋B－C)		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
F 0 症状性を含む器質性精神障害	6	9	15	46	32	78	0	0	0	20	24	44	8	8	16	2	2	4	30	34	64	22	7	29
F00アルツハイマー病型認知症	3	4	7	23	18	41			0	9	14	23	5	2	7	1	2	3	15	18	33	11	4	15
F01血管性認知症			0	6		6			0	2		2	1		1			0	3	0	3	3	0	3
F02～03他に分類されるその他の疾患の認知症及び特定不能の認知症		1	1	7	7	14			0	4	4	8		3	3			0	4	7	11	3	1	4
F04～09上記以外の症状性を含む器質性精神障害	3	4	7	10	7	17			0	5	6	11	2	3	5	1		1	8	9	17	5	2	7
F 1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	2	0	2	11	2	13	0	0	0	11	1	12	0	1	1	0	0	0	11	2	13	2	0	2
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	2		2	9	2	11			0	9	1	10		1	1			0	9	2	11	2	0	2
覚せい剤による精神及び行動の障害			0			0			0			0			0			0	0	0	0	0	0	0
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害			0	2		2			0	2		2			0			0	2	0	2	0	0	0
F 2 統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	100	89	189	296	270	566	1		1	240	218	458	61	42	103	4	2	6	306	262	568	90	97	187
F 3 気分(感情)障害	22	18	40	78	94	172			0	73	77	150	14	16	30	1	1	2	88	94	182	12	18	30
F 4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	5	6	11	16	27	43			0	10	26	36	6	4	10			0	16	30	46	5	3	8
F 5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群			0		1	1			0		1	1			0			0	0	1	1	0	0	0
F 6 成人のパーソナリティ及び行動の障害			0		7	7			0		4	4		2	2			0	0	6	6	0	1	1
F 7 精神遅滞〔知的障害〕		1	1	3	3	6			0	3	1	4		1	1			0	3	2	5	0	2	2
F 8 心理的発達の障害			0	1	1	2			0	1	1	2			0			0	1	1	2	0	0	0
F 9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害			0	2		2			0	1		1	1		1			0	2	0	2	0	0	0
F 99 特定不能の精神障害			0		1	1			0		1	1			0			0	0	1	1	0	0	0
てんかん(F0に属さないものを計上する)		1	1			0			0			0			0			0	0	0	0	0	1	1
その他	5	10	15	20	14	34			0	13	18	31	8	2	10			0	21	20	41	4	4	8
合計	140	134	274	473	452	925	1	0	1	372	372	744	98	76	174	7	5	12	478	453	931	135	133	268

・記入上の注意事項については「個票11ーウ　費目別患者数」と同様。
・「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。
・疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。
・在院中に疾患名の変更があった場合は、この表では、在院中に医療費の支払方法に変更があった場合、精神科身体合併症医療事業により患者の移動があった場合と同様、入退院手続を行ったものとして計上すること。

2016年6.30調査票　個票12－ア　在院期間・年齢別の在院患者数

個票12－ア　在院期間・年齢別の在院患者数

（A）～（E）は、各々「個票10 精神科病院在院患者の処遇」の（A）～（E）、「個票11－イ　精神科病院在院患者の状況（病名別形態別患者数）」の（A）及び（B）～（E）男女合計と同数になっていること。
また、（1）～（5）は、各々「個票11－ア　精神科病院在院患者の状況（病名別年齢別患者数）」の（1）～（5）男女合計と同数になっていること。

（平成28年6月30日現在）

「障害支援区分/程度認定」
区分1～6のいずれかの認定を受けている患者数を計上。※把握していない場合には「不明」と明記して回答

「要介護認定」
要支援1～2、要介護1～5のいずれかの認定を受けている患者数を計上。

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

		区分	1ヶ月未満	1ヶ月以上3ヶ月未満	3ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	合計	うち障害支援区分/程度認	うち要介護認定
在院患者数	合計	20歳未満	2	0	0	0	0	0	0		(1) 2		
		20歳以上40歳未満	7	20	4	5	1	1	0	0	(2) 38		
		40歳以上65歳未満	21	22	14	10	19	7	5	3	(3) 101		
		65歳以上75歳未満	7	11	9	5	15	6	6	1	(4) 60		
		75歳以上	10	17	9	8	13	4	3	3	(5) 67		
		計	(6) 47	(7) 70	(8) 36	(9) 28	(10) 48	(11) 18	(12) 14	(13) 7	(A) 268	0	0
	措置入院	20歳未満									0		
		20歳以上40歳未満	1	2							3		
		40歳以上65歳未満	2	1							3		
		65歳以上70歳未満									0		
		70歳以上75歳未満			1						1		
		75歳以上									0		
		計	3	3	1	0	0	0	0	0	(B) 7	0	0
	医療保護入院	20歳未満	1								1		
		20歳以上40歳未満	5	6	1	2		1			15		
		40歳以上65歳未満	12	13	12	4	12	2	3	1	59		
		65歳以上75歳未満	4	7	8	3	6	4	2		34		
		75歳以上	9	15	8	8	5	3	2	2	52		
		計	31	41	29	17	23	10	7	3	(C) 161	0	0
	任意入院	20歳未満	1								1		
		20歳以上40歳未満	1	12	3	3	1				20		
		40歳以上65歳未満	7	8	2	6	7	5	2	2	39		
		65歳以上75歳未満	3	4		2	9	2	4	1	25		
		75歳以上	1	2	1		8	1	1	1	15		
		計	13	26	6	11	25	8	7	4	(D) 100	0	0
	その他の入院	20歳未満									0		
		20歳以上40歳未満									0		
		40歳以上65歳未満									0		
		65歳以上75歳未満									0		
		75歳以上									0		
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	(E) 0	0	0

注:
過去に入院形態の変更があったとしても、入院が継続している場合は、1回の在院期間として扱い、入院形態の欄には、
平成28年6月30日現在の入院形態を記入してください。

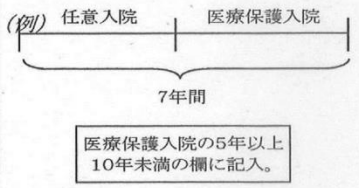

2016年6.30調査票　個票12－イ　費目別在院期間別の在院患者数

都

個票12ーイ　費目別在院期間別患者数

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

（平成28年6月30日現在）

区分	今期末患者数（D）	1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～4年未満	4年～5年未満	5年～10年未満	10年～20年未満	20年以上
精神保健福祉法（措置入院）	7	3	3	1								
社会保険	24	7	14	2	1							
国民健康保険	96	16	18	12	8	8	2	6	5	11	7	3
後期高齢者医療	53	7	15	8	6	2	2	1	2	4	3	3
生活保護法	88	14	20	13	13	9	5	4	2	3	4	1
自費	0											
その他	0											
合計	268	47	70	36	28	19	9	11	9	18	14	7
						←	1年以上5年未満		→			

・今期末患者数（D）欄は、「個票11ーウ　費目別患者数」と同様、平成28年6月30日現在の数字となり、「精神保健福祉法」から「その他」までの内訳は、「個票11ーウ　費目別患者数」における「精神保健福祉法」から「その他」までの区分ごとの合計と一致すること。
・この表の在院期間ごとの患者数の合計は、「個票12ーア　在院期間・年齢別の在院患者数」の在院期間別患者数の各合計と一致すること。
・平成28年6月30日に入院した患者については、「1か月未満」に記入する。

2016年6.30調査票　個票12-ウ　住所地別患者数

都→新630

個票12－ウ　住所地別患者数

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

（平成28年6月30日現在）

東京都内

住所地別内訳（区市町村別内訳）	患者数	在院期間1年以上（再掲）
千代田区	1	
中央区	1	1
港区	1	1
新宿区	5	2
文京区	3	1
台東区	2	1
墨田区	4	3
江東区	4	2
品川区	2	1
目黒区	3	1
大田区	2	1
世田谷区	2	2

住所地別内訳（区市町村別内訳）	患者数	在院期間1年以上（再掲）
渋谷区	1	1
中野区	9	4
杉並区	3	1
豊島区	8	2
北区	7	2
荒川区	1	
3 板橋区	17	3
練馬区	141	32
足立区	5	1
葛飾区	1	1
江戸川区	6	3
区部計	229	66

住所地別内訳（区市町村別内訳）	患者数	在院期間1年以上（再掲）
八王子市		
立川市	1	
武蔵野市		
三鷹市		
青梅市		
府中市	4	2
昭島市		
調布市		
町田市		
小金井市		
小平市		
日野市		
東村山市		
国分寺市		
国立市		
福生市		
狛江市		
東大和市	2	1
清瀬市	4	3
東久留米市		

住所地別内訳（区市町村別内訳）	患者数	在院期間1年以上（再掲）
武蔵村山市		
多摩市		
稲城市		
羽村市		
あきる野市		
西東京市	2	1
奥多摩町		
日の出町		
瑞穂町		
檜原村		
大島町		
利島村		
新島村		
神津島村		
三宅村		
御蔵島村		
八丈町		
青ヶ島村		
小笠原村		
市町村部計	13	7

		患者数	在院期間1年以上（再掲）
東京都内区市町村計	(A)	242	73
東京都外計	(B)	26	14
不明	(C)		
合計	(D)	268	87

	患者数	在院期間1年以上（再掲）
病院を住所地としている患者数〔(A)の再掲〕		

・この表は、平成28年6月30日現在の在院患者について、住所地の区市町村ごとに患者数を記入する。
・入院前の最終居住地が東京都外であった者については、「東京都外計」(B)に計上する。
・住所地不明の者については、「不明」(C)に計上する。
・合計(D)欄の患者数は、「個票11－ウ　費目別患者数」と同様、平成28年6月30日現在の数字となる。
・合計(D)欄の在院期間1年以上の患者数は、「個票12－ア　在院期間・年齢別の在院患者数」の在院期間1年以上の患者数(10)～(13)の合計と一致すること。

2016年6.30調査票　個票13　精神科病院の外来入院状況

入院状況については、医療保護入院しか分からなくなり、転帰はなくなった

個票13　精神科病院の外来・入院状況

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

すべて、精神科の外来件数を記載。

※実績のない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

医療観察法の通院処遇下で通院している対象者も含める。
通院処遇下であっても、精神保健福祉法による入院中の対象者は含めない。

平成28年6月1ヶ月間の外来受診患者数		平成28年6月1ヶ月間の訪問診療		平成28年6月1ヶ月間の往診		平成28年6月1ヶ月間の訪問看護	
実人数	延べ件数	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数
927	2,582	0	0	3	3	(ii) 7	12
実績なし→ □		実績なし→ ☑		実績なし→ □		実績なし→ □	

外来受診に引き続いて入院した患者、外来を受診した他科入院中の患者も含める。

診療報酬上「在宅患者訪問診療料」、「在宅時医学総合管理料」、「特定施設入居時等医学総合管理料」を請求した患者について記載。

診療報酬上「往診料」を請求した患者について記載。

「個票9－ア　精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況」総数合計と

診療報酬上「精神科訪問看護・指導料を請求」したものについて記載。

平成28年6月1ヶ月間の訪問看護従事者数（実人員）		
	うち 専任職員数	うち 精神保健福祉士数
1	1	

院内の訪問看護に関する独立部門に所属する職員の数

平成27年7月1日から平成28年6月30日までの精神科外来患者延数
31199

(1)平成28年6月1ヶ月間の訪問診療（精神科重症者早期集中支援管理料を算定）	(2)平成28年6月1ヶ月間の訪問看護（精神科重症者早期集中支援管理料を算定）

①訪問診療における、精神科重症者早期集中支援管理料の算定患者数を計上。
②訪問看護における、精神科重症者早期集中支援管理料の算定患者を計上。

下表については、平成27年6月1ヶ月間に"新たに"入院した患者についての状況を記入すること。

延べ人数で記載するので、6月中に入院し退院、さらに再度入院した場合は"2"とカウントする。

平成27年6月1ヶ月間の入院患者数	うち 平成27年3月～5月の間に入院歴のある患者数
(N) 77	9

他院を含めて精神科に入院していた期間が、3～5月に1日でもある場合に計上。6月中の入院を"2"とカウントされた患者が該当する場合は、同じく"2"とカウントする。

退院患者数　※入院形態変更は退院に含めない。

内訳	平成27年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月	5月
家庭復帰等	10	27	12	5		1	1			1		
グループホーム・社会復帰施設等	2	2	1	5		1						
転院・院内転科	1	1	1		1				1			
死　亡	1											
合　計	14	30	14	10	1	2	1	0	1	1	0	0

家族と同居あるいは単身に関わらず施設外で生活するもの。

グループホーム・社会復帰施設・福祉ホーム・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等・児童養護施設・障害児短期治療施設等に退院したもの。

入院患者が身体的疾患により転院または院内転科した場合もカウントする。

平成28年6月1日の残留患者数
(2) 3

平成27年6月1ヶ月間の入院・入棟患者数＝各月の退院患者数合計＋平成28年6月1日の残留患者数となる。

2016年6.30調査票　個票14-ア　精神科病院平成27年6月入院患者の状況

医療保護入院しか分からなくなった

個票14－ア　精神科病院平成27年6月入院患者の状況

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

区分	年齢階級別入院患者数 計 男性	計 女性	20歳未満 男性	20歳未満 女性	20歳以上40歳未満 男性	20歳以上40歳未満 女性	40歳以上65歳未満 男性	40歳以上65歳未満 女性	65歳以上75歳未満 男性	65歳以上75歳未満 女性	75歳以上 男性	75歳以上 女性	入院形態別入院患者数 措置入院者数 男性	措置入院者数 女性	医療保護入院者数 男性	医療保護入院者数 女性	任意入院者数 男性	任意入院者数 女性	その他の入院患者数 男性	その他の入院患者数 女性
F 0 症状性を含む器質性精神障害	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0
F00アルツハイマー病型認知症	0	1										1		1						
F01血管性認知症	0	0																		
F02～03他に分類されるその他の疾患の認知症及び特定不能の認知症	0	0																		
F04～09上記以外の症状性を含む器質性精神障害	1	1							1	1			1					1		
F 1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	0	0																		
覚せい剤による精神及び行動の障害	0	0																		
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0	0																		
F 2 統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	19	19			7	5	11	8	1	4		2	10	10			5	6	4	3
F 3 気分（感情）障害	9	7		1	2	3	5	3	1		1		4	2			4	5	1	
F 4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	1	4				1	1	1				2	1	1				2		1
F 5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0	0																		
F 6 成人のパーソナリティ及び行動の障害	0	1										1						1		
F 7 精神遅滞（知的障害）	0	0																		
F 8 心理的発達の障害	0	0																		
F 9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	0	0																		
F 99 特定不能の精神障害	0	0																		
てんかん（F0に属さないものを計上する）	0	0																		
その他	8	6		1	2	1	4	2	1		1	2	5	6			1		2	
合計	38	39	0	2	11	10	21	14	4	5	2	8	21	20	0	0	10	15	7	4
（再掲）今回入院した病院に限らず精神科に初めて入院した患者数	0	0																		

- 「個票13　精神科病院の外来・入院状況」において、平成27年6月1カ月間に新たに入院した患者についての状況を記入すること。
- 「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類（ICD-10）によるものとする。
- 疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。
- 年齢は、入院時の年齢により記入するものとする。
- 男女合計は、「個票13 精神科病院の外来・入院状況」の「平成27年6月1カ月間の入院患者数」の（N）と同数になっていること。

2016年6.30調査票　個票14-ア　精神科病院平成27年6月入院患者の状況

医療保護入院しか分からなくなった

個票15ーア　精神科病院平成28年6月1日残留患者の状況

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

区分	年齢階級別入院患者数												入院形態別入院患者数							
	計		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上		措置入院者数		医療保護入院者数		任意入院者数		その他の入院患者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F 0 症状性を含む器質性精神障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F00アルツハイマー病型認知症	0	0																		
F01血管性認知症	0	0																		
F02～03他に分類されるその他の疾患の認知症及び特定不能の認知症	0	0																		
F04～09上記以外の症状性を含む器質性精神障害	0	0																		
F 1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	0	0																		
覚せい剤による精神及び行動の障害	0	0																		
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0	0																		
F 2 統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	1	2					1	1		1			1					1		1
F 3 気分(感情)障害	0	0																		
F 4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	0	0																		
F 5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0	0																		
F 6 成人のパーソナリティ及び行動の障害	0	0																		
F 7 精神遅滞〔知的障害〕	0	0																		
F 8 心理的発達の障害	0	0																		
F 9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	0	0																		
F 99 特定不能の精神障害	0	0																		
てんかん(F0に属さないものを計上する)	0	0																		
その他	0	0																		
合計	1	2	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1

- 「個票13　精神科病院の外来・入院状況」において平成27年6月に入院し、平成28年6月1日に退院しないままに入院を継続している(残留している)患者についての状況を記入すること。
- 「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。
- 疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。
- 年齢は、入院時の年齢により記入するものとする。
- 男女合計は、「個票13 精神科病院の外来・入院状況」の「平成28年6月1日の残留患者数」の(Z)と同数になっていること。

2016年6.30調査票　個票16　平成28年6月退院患者の状況

昨年6月入院、当年6月退院の医療保護入院者しか分からなくなり、転帰はなくなった

個票16－ア　平成28年6月退院患者の状況

都道府県・市コード	13
医療機関等コード	27

区分	年齢階級別・在院期間別退院患者数											
	計		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上
F 0 症状性を含む器質性精神障害	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9	0
F00アルツハイマー病型認知症	3	0									3	
F01血管性認知症	1	0							1			
F02～03他に分類されるその他の疾患の認知症及び特定不能の認知症	4	0									4	
F04～09上記以外の症状性を含む器質性精神障害	2	0									2	
F 1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	0	0										
覚せい剤による精神及び行動の障害	0	0										
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0	0										
F 2 統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	40	0	1		12		18		7		2	
F 3 気分(感情)障害	13	2			3		4		5	2	1	
F 4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	1	0									1	
F 5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1	0			1							
F 6 成人のパーソナリティ及び行動の障害	0	0										
F 7 精神遅滞(知的障害)	0	0										
F 8 心理的発達の障害	1	0			1							
F 9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	0	0										
F 99 特定不能の精神障害	0	0										
てんかん(F0に属さないものを計上する)	0	0										
その他	4	0			2		2					
合計	70	2	【#1】1	(\$1) 0	【#2】19	(\$2) 0	【#3】24	(\$3) 0	【#4】12	(\$4) 2	【#5】13	(\$5) 0

退院時の状況	在院期間別						総数	うち、65歳以上かつ在院期間5年以上
	3か月未満	3か月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上		
家庭復帰等	43	9			1		53	1
グループホーム・社会復帰施設等	7	2					9	
高齢者福祉施設							0	
転院・院内転科	4	5			1		10	1
死亡							0	
その他							0	
合計	54【T】	16【U】	0(V)	0(W)	2(X)	0(Y)	72	2

グループホーム・社会復帰施設・福祉ホーム・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等・児童養護施設・障害児短期治療施設等に退院したもの。

- 平成28年6月1か月間に退院した患者についての状況を記入すること。
  ※この「個票16－ア　平成28年6月退院患者の状況」では入院形態変更は退院に含めない。
- 「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。
- 疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。
- この表における年齢は、退院時の年齢により記入するものとする。
- 男女合計は、右上の「在院期間別」表の【T】～【Y】の計と同数となっていること。
- 【#1】【#2】【#3】【#4】【#5】の計は、【T】【U】の計と同数となっていること。
- (\$1)(\$2)(\$3)(\$4)(\$5)の計は、(V)～(Y)の計と同数となっていること。

2016年6.30調査票　追加1　医療保護入院に関する調査

やはり転帰はなくなった

28年度

追加1　医療保護入院に関する調査

対象期間に注意ください
1)～6)：平成27年4月1日から平成27年6月30日の3カ月間に"新たに"医療保護入院した患者についての状況を記入すること。
7)：平成28年6月30日現在の状況を記入すること。

※該当する期間中に実績のない場合は、"0"を記入すること。

1)．医療保護入院の延べ件数	(A) 101	件

以下2)～6)の質問項目は、全て1)の医療保護入院の患者を対象としています。なお、平成27年4月1日から平成27年6月30日の3カ月間に同一の患者が複数回医療保護入院をした場合でも、全ての回数を件数としてカウントすること。

2)．1)の患者の同意延べ件数

同意者		件数	
配偶者		26	件
親権者	父母双方	1	件
	父母のどちらか1名	35	件
扶養義務者	父母・祖父母等の直系尊属		件
	子・孫等の直系卑属	17	件
	兄弟姉妹	17	件
	家庭裁判所が選任した扶養義務者		件
後見人または保佐人		4	件
市町村長		1	件
合計		(A) 101	件

1)医療保護入院件数(A)と同数となっていること。

3)．1)の患者の医療保護入院設定期間の延べ件数

設定期間	合計		うち入院継続が必要と判断された件数	
1ヶ月未満		件		件
1ヶ月以上2ヶ月未満		件		件
2ヶ月以上3ヶ月未満		件		件
3ヶ月以上6ヶ月未満	101	件	9	件
6ヶ月以上9ヶ月未満		件		件
9ヶ月以上12ヶ月未満		件		件
その他		件		件
合計	(A) 101	件	9	件

1)医療保護入院件数(A)と同数となっていること。

同一の患者が複数回医療保護入院をした場合でも、全ての回数を件数としてカウントすること。ただし、入院中に設定期間を変更した場合はカウントに含めない。

4)．1)の患者に対する医療保護入院の退院支援委員会

委員会開催の回数	9	回

審議した患者実人数			
合計		9	人
	本人参加	5	人
	家族等参加	9	人
	地域援助事業者参加		人
	法定外対象の審議		人

1)の患者で、入院期間が全期間を通算した患者等を以下に記入。

5)．地域援助事業者との連携

連携した患者件数		人

1回の医療保護入院において、同一の患者が複数の事業者と連携しても"1"とカウントすること。また、複数回医療保護入院を繰り返した同一の患者の場合は、それぞれ集計すること。

6)．1)の患者の転帰の延べ件数

該当する数値(1)又は(2)を○で囲むこと。

1．退院した件数

退院先	件数	
家庭復帰等	70	件
グループホーム・社会復帰施設等	21	件
高齢者福祉施設		件
転院・院内転科	6	件
死亡		件
その他		件
合計	(B) 97	件

2．入院中の件数

入院の状況	件数	
医療保護入院中	3	件
任意入院中	1	件
その他		件
合計	(C) 4	件

(B)と(C)の数は、1)医療保護入院件数(A)と同数となっていること。

同一の患者が複数回医療保護入院をした場合でも、全ての回数を件数としてカウントすること。

7)．病院が任命した退院後生活環境相談員
（平成28年6月30日現在）

職種別人数			
合計		10	人
	PSW	10	人
	看護師		人
	作業療法士		人
	臨床心理技術者		人
	その他		人

- 以上のように、旧630の黄色く塗った項目は新630では調査しなくなった。
- 今後新630のこれまで通りの情報公開がなされても、外来、任意入院の個別開放処遇、退院患者の転帰など、重要なデータがなくなっている。
- まして、都　印のついた東京都独自調査は、平均在院日数、費目別や病名別の動態、院内死亡の率などがわかる貴重なデータで、しかも国の630調査以前からの蓄積、歴史がある。

- 統計は市民のものであり、まして長い間市民に開示され、分析され、患者・家族を含む人々に利用されてきた経過や蓄積を無視して、事前の話し合いもなく、このように変えてしまうというのは、行政の市民への態度として暴挙である。

- 日本精神科病院協会の山崎學会長は、2018年8月21日付毎日新聞の「50年入院1,773人」の記事をきっかけに、630調査についての声明文を出しており、自治体が情報公開の応じるなら、630調査に協力しないことも検討すると脅しともとれる発言をしている。

こういう比較もできなくなってしまう・・・
平均在院日数　新旧比較

2016年平均在院日数ベスト

	病院名	平均在院日数
1	成仁病院	34
2	国立精神・神経医療研究センター病院	57
3	晴和病院	62
4	多摩あおば病院	73
5	大泉病院	80
6	陽和病院	105
7	成増厚生病院	117
8	東京都立松沢病院	130
9	烏山病院	131
10	吉祥寺病院	137
	都平均	217

1989年平均在院日数ベスト

	病院名	平均在院日数
1	丘の上病院	115
2	南晴病院	186
3	長谷川病院	212
4	富士病院	236
5	西ヶ原病院	236
6	東京都立松沢病院	250
7	烏山病院	281
8	久留米ヶ丘病院	286
9	芳野病院	287
10	晴和病院	292
	都平均	403

区市町村別入院先（練馬区の場合）　旧630都にあった

住所別調査は新630に入ったので個別病院ごとに出せるはずだが・・・

No.	病院名	1単科 2総合 3老人	病院所在 区市町村	2016年6月 入院患者数	30日現在 うち1年以上 入院者数
2	東京医科歯科大学付属病院	2	千代田区	1	0
3	東京大学付属病院	2	文京区	1	0
5	自衛隊中央病院	2	世田谷区	1	0
6	国立国際医療研究センター病院	2	新宿区	3	0
8	八王子医療刑務所病院	2	八王子市	1	0
9	国立精神・神経医療研究センター病院	1	小平市	4	0
12	東京都立小児医療総合センター	2	府中市	9	0
13	東京都立松沢病院	1	世田谷区	15	3
16	豊島病院	2	板橋区	4	0
17	東京都健康長寿医療センター	2	板橋区	7	0
22	烏山病院	1	世田谷区	8	2
23	東京武蔵野病院	1	板橋区	99	36
24	成増厚生病院	1	板橋区	24	9
25	慈雲堂病院	1	練馬区	152	93
26	大泉病院	1	練馬区	68	17
27	陽和病院	1	練馬区	141	32
28	大内病院	1	足立区	2	1
29	高月病院	1	八王子市	8	6
31	平川病院	1	八王子市	2	1
32	恩方病院	1	八王子市	5	4
33	東京高尾病院	1	八王子市	8	7
34	駒木野病院	1	八王子市	4	1
35	国家公務員共済立川病院	2	立川市	2	0
36	井の頭病院	1	三鷹市	38	12
37	東京海道病院	1	青梅市	10	8
39	斉藤病院	1	府中市	3	3
40	根岸病院	1	府中市	3	2
41	吉祥寺病院	1	調布市	8	1
42	小金井病院	1	小金井市	8	6
43	長谷川病院	1	三鷹市	19	5
44	多摩済生病院	1	小平市	3	3
45	三恵病院	1	東村山市	5	3
46	薫風会山田病院	1	西東京市	16	8
49	東京都教職員互助会三楽病院	2	千代田区	1	0
51	東京医科大学病院	2	新宿区	2	0
53	晴和病院	1	新宿区	3	1
54	東京女子医科大学病院	2	新宿区	1	0
57	土田病院	1	台東区	1	1
66	富士病院	1	北区	1	1
67	愛誠病院	1	板橋区	6	5
68	帝京大学医学部付属病院	2	板橋区	1	0
69	日本大学医学部付属板橋病院	2	板橋区	5	1
70	飯沼病院	1	板橋区	16	8
71	綾瀬病院	1	足立区	5	5
72	東京足立病院	1	足立区	6	5
73	大石記念病院	1	足立区	1	0
77	上川病院	3	八王子市	2	1
78	西八王子病院	1	八王子市	3	3
79	北野台病院	1	八王子市	1	1
80	協和病院	1	八王子市	6	6
82	滝山病院	1	八王子市	8	7
84	高尾厚生病院	3	八王子市	2	2
85	聖パウロ病院	3	八王子市	3	1
86	永生病院	3	八王子市	1	1
87	八王子恵愛病院	1	八王子市	1	1
88	やさか記念病院	1	小平市	2	2
90	青梅成木台病院	1	青梅市	8	7
92	成木長生病院	1	青梅市	7	5
93	東京青梅病院	1	青梅市	9	8
94	青梅慶友病院	3	青梅市	10	8
96	鈴木慈光病院	1	青梅市	2	1
97	研精会山田病院	1	調布市	2	2
98	青木病院	1	調布市	2	1
99	飛鳥病院	1	町田市	1	1
100	山崎病院	1	清瀬市	4	2
101	こころのホスピタル町田	1	町田市	4	4
104	鶴川サナトリウム	3	町田市	1	1
105	鶴が丘ガーデンホスピタル	1	町田市	2	2
106	鶴川さくら病院	1	町田市	1	1
108	武蔵野中央病院	1	小金井市	5	2
109	七生病院	1	日野市	3	2
110	多摩あおば病院	1	東村山市	1	0
111	逸見病院	1	東村山市	2	1
113	清瀬富士見病院	1	清瀬市	3	3
115	久留米ヶ丘病院	1	東久留米市	9	5
116	多摩中央病院	1	多摩市	2	1
117	稲城台病院	1	稲城市	2	2
119	日の出ヶ丘病院	1	日の出町	1	1
124	成仁病院	1	足立区	2	0
126	八王子北部病院	3	八王子市	4	3
	合計			847	378

○長期入院の方で、病院住所になっている方も含みます

○1単科は単科精神科病院、2総合は総合病院、3老人は入院患者数の70%以上が65歳以上、かつF0(ICD-10)比率が50%以上の精神科病院を指す。

今後へのよびかけ

- 630調査の情報公開の運動を続ける。
- あの手この手で東京都に対して、今までと同様の集計情報を出すよう働きかける。
- 精神科病院の実態を明らかにし、多すぎる精神科病床を減らすためにどのようなデータが必要とされるか、利用者とともに討論してゆく。